



人権って何だろう？

人権とは、人間が人間らしく（自分らしく）幸せに生きるための権利であり、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。

毎月11日は 「人権を確かめあう日」です。

八代地域（八代市・氷川町）では、人権のまちづくりの一環として2002（平成14）年11月から、毎月11日を「人権を確かめあう日」に定め、心豊かで明るい社会を誰もが暮らせるように家庭や地域、職場や学校などで、次のことに取り組んで来ました。

- （1）人権について話し合しましょう。
- （2）人権教育八代地域行動計画を活用しましょう。
- （3）身の回りの差別をなくす行動をしましょう。

なぜ、11日になったか

○ひと（1）は ひと（1）しい …… 人は等しい

○1965年8月11日 …… 同和对策審議会答申が出された日
ということから、毎月11日が「人権を確かめあう日」と定められました。

宮原小学校でも、毎月11日がある週に人権啓発用幟旗（のぼりばた）「毎月11日は人権を確かめあう日 人権いきいきふるさとづくり」の旗を校門にたてて、11日の給食時には、なかま委員会によるよびかけ放送と「ちなもい音頭」の放送をしています。家庭でも、人権について話題にし、自分らしく幸せに過ごせているか確かめましょう。

